

「木曾地域公共交通利便増進実施経計画（素案）」に対しパブリックコメントで寄せられたご意見について

○意見募集期間：令和7年1月31日から令和7年2月28日まで

○意見の件数：9件

番号	頁数	項目	頂いたご意見（要旨）	協議会の考え方
1	14～	3. 利便増進事業の内容 （イの事業） 3-1 広域幹線の新設 3-2 支線の再編・運行	現状の町村路線は種類によって、利用できる者が、住民や高齢者などに限られているが再編後はすべての者が利用できることになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・統合再編する広域幹線については、利用者や目的を限定はせず、どなたも利用できる路線になります。 ・支線については、引き続き各町村が運行しますので路線の目的に沿った利用者の区分がなされますが、現行の利用者の範囲は維持されます。
2	55	4. 利便増進事業の内容 （ロ・ハの事業）	支線は、町村毎に運賃が異なっているが統一が望ましいと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・支線は、各町村が運行しますので、町村毎に運賃体系が相違しています。 ・ご提案された内容について、今後、検討していく際の参考とさせていただきます。
3	61	5. 利便増進事業に関連して実施される事業	高齢者・障がい者・児童生徒に係る再編後の具体的な減免や割引について明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種減免・割引制度については、高齢者、障がい者等交通不便者に対する利用促進策として活用してまいりますので、ご意見を踏まえ、P61他に記載します。 ・具体的な内容は各町村と検討・調整を図ってまいります。
4	14～	3. 利便増進事業の内容 （イの事業） 3-1 広域幹線の新設 3-2 支線の再編・運行	新設路線は停留所がどこになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新設路線、既存路線ともに、運行系統図上に停留所を記載させていただいていますが、大変細かい字となりましたので、広域幹線については停留所名を見やすくしました。
5	58	4. 利便増進事業の内容 （ロ・ハの事業） 4-3 利便性の向上	バスの仕様について、全路線に英語の車内案内の導入、バス乗車口側に行先表示の設置、車内の停留所案内は、文字放送と英語表記もつけるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線については、運行開始となる10月から英語による車内放送を実施するよう準備をしております。 ・ご提案された内容について、今後、検討していく際の参考とさせていただきます。 ・支線については、事業主体である町村に伝え検討を促してまいります。
6	14～	3. 利便増進事業の内容 （イの事業） 3-1 広域幹線の新設 3-2 支線の再編・運行 5. 利便増進事業に関連して実施される事業	<p>計画に対して、利用者や住民の意向をどのように把握したのか。 利用者の希望や停留所が遠く利用できない者などの意向を踏まえた内容を具体的に示していただきたい。</p> <p>(6) 利便増進事業に関連して行われる事業の1及び2について、対象となる者が限られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木曾地域公共交通計画を策定する際には利用者アンケートを実施しました。本年度は、バス利用者の乗降調査に併せ利用者の意見聴取を実施し計画策定の参考とさせていただきます。広域連合や町村に寄せられる要望も引き続き参考としてさせていただきます。 ・利用促進の取組は、高校生、免許返納者のみならず、高齢者、障がい者等交通不便者も対象としますので、P61他にその旨を記載します。
7		素案概要版	概要版の4枚目の標記(6)利便増進に関連して行われる事業内の「分かりやすく」の字句は修正が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の箇所及び計画本体の同一の字句について「わかりやすく」に修正します。
8		4. 利便増進事業の内容 （ロ・ハの事業） 4-3 利便性の向上	観光客の利用による利用者増加を期待する一方でオーバーツーリズムに対する取組みが重要である。車内における英語による案内やキャッシュレス化が急がれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・利便増進計画で対象となる広域幹線については、英語による車内案内、キャッシュレス化を運行に併せて実施します。 ・ご提案された内容について、今後、更なる利便性向上に向け検討していく際の参考とさせていただきます。
9		4. 利便増進事業の内容 （ロ・ハの事業） 4-3 利便性の向上	病院等へ行くことが困難な者に対して、各町村で福祉有償サービスを実施している。社会福祉協議会が担当しているが、サービスが限られる現状があり、福祉部門とも連携し、公共交通機関を利用できない者に対する足の確保について、郡全体で取り組んでいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各部門と連携を図り、よりよい公共交通になるよう対応してまいります。 ・福祉部門とも連携を図りながら、シームレスな移動の確保・充実について検討の上対応してまいります。